

離婚後トラブル 自治体が予防

子供めぐる争い

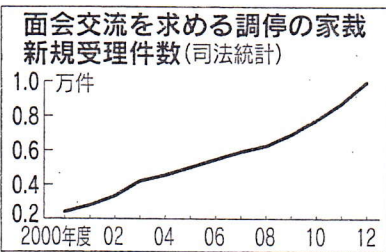
夫婦が離婚後に子供の養育費や面会で争うケースが増えているため、支援に乗り出す自治体が出てきた。兵庫県明石市は全国の自治体で初めて、離婚を決めた夫婦を対象に子供への影響などを指南する講座を開く。東京都文京区も来年度、住民向けに離婚関連の法律説明会を検討中だ。

2012年施行の改正民法で離婚時に養育費などを事前に取り決めると定められたが理解が広がっておらず、自治体側は「子供のために親の支援が必要」としている。



離婚夫婦が子供をめぐる争いになるケースが増えている

面会交流の調停 増加



司法統計、10年で件数3倍

厚生労働省の人口動態統計によると、2013年の離婚件数は全国で23万1383件で、結婚件数の減少とともに減っている。一方、司法統計によると、子供の「面会交流」を申し立てる調停の新規受理件数は12年度は9945件で、10年間で約3倍に増えた。

離婚後の争いを避けるため、12年施行の改正民法では、子供

のいる夫婦が離婚する場合、養育費や面会交流などを協議し事前に取り決めることが定められた。離婚届には取り決めの有無を記入するチェック欄も新たに設けられた。しかし、義務ではないため、未記入でも受理される。厚労省が11年に離婚世帯を対象に、面会交流などの取り決めがあるかを尋ねたところ、母子世帯の73.3%、父子世帯の79.9%が「事前には取り決めていない」と回答した。

講座開き 制度説明

離婚したり、離婚を決めたりした夫婦が集まってもらい、グループに分かれ、教材やディスカッションを通じて、離婚が子供の精神面に与える影響を学ぶ。兵庫県明石市が25日に開く第1回「離婚前講座」は、米国のプログラムを参考にした内容だ。

「同じ境遇の人とグループを組むことで、離婚を客観的に考える機会にしてほしい」と同市担当者も説明する。同市はこれまで、離婚した夫婦が子供の情報を共有する「養育手帳」を作るなど支援策を進めてきた。

泉房穂市長は弁護士出身で離婚案件を扱った経験もある。「市町村は市民に身近であるべきで、子供のためにも必要な取り組みだ。他の市町村にも広がってほしい」と話す。

東京都文京区は民法改正後、1千人の区民にアンケートをしたところ、親権や面会交流の権利などについて分からないという回答が多かった。

法律や制度の理解がないまま面会交流の合意作りが優先されると、「かえって後からトラブルになりかねない」(男女協働・子ども家庭支援センター担当課)と判断。15年度に、離婚に詳しい弁護士を招き、子供がいて離婚協議中の夫婦などを対象に法律相談会を開くことを検討している。

明石市の取り組みには全国の自治体から視察が相次いでおり、関心を高める自治体も増えている。早稲田大の棚村政行教授(家族法)は「子供のことを第一に考え、専門家をうまく巻き込む仕組みを自治体には作ってほしい」としている。